

桑名市国民健康保険、後期高齢者医療制度に加入の人へ大切なお知らせ

令和3年度 国民健康保険税の改正等のお知らせ

国民健康保険法施行令の一部が改正されたことに伴い、令和3年度の賦課限度額および軽減の基準が変更されます。

国民健康保険税の税率等を改正

	医療保険分	後期高齢者支援分	介護保険分
賦課限度額	61万円 ⇒ 63万円	19万円（変更なし）	16万円 ⇒ 17万円

軽減基準の改正

軽減判定基準所得	一人世帯	給与所得者等がない複数人世帯	給与所得者等の数が1人以上の複数人世帯
7割軽減	430,000円	430,000円	430,000円
5割軽減	715,000円	430,000円＋ 285,000円×被保険者数	430,000円＋285,000円×被保険者数 ＋100,000円×（給与所得者等の数-1）
2割軽減	950,000円	430,000円＋ 520,000円×被保険者数	430,000円＋520,000円×被保険者数 ＋100,000円×（給与所得者等の数-1）

- ▷ 給与所得等とは、給与所得を有する人および年金所得を有する被保険者のことです。
- ▷ 65歳以上の人は、軽減判定の時のみ年金雑所得から15万円の控除があります。
- ▷ 被保険者には、同じ世帯の中で国民健康保険から後期高齢者医療の被保険者に移行した人を含みます。

桑名市国民健康保険に加入の人へ

■ 毎年、8月1日は「限定額適用認定証」「標準負担額減額認定証」「限度額適用・標準負担額減額認定証」の更新の時期です。

桑名市国民健康保険にご加入の70歳未満の人は、申請により、医療機関での1カ月の窓口負担を自己負担限度額までとする「限度額適用認定証」が交付されます。また、今年度の住民税非課税世帯の人は、申請により、入院時の食事負担額が減額される「標準負担額減額認定証」が交付されます。申請は随時受け付けていますが、適用は申請した月の初日からです。

【手続きに必要なもの】

- ・国民健康保険被保険者証 ・国民健康保険高齢受給者証（該当者のみ）
 - ・長期入院該当（過去1年以内に90日以上入院）の人は入院期間を証明できるもの（領収書など）
- ▷ 自己負担限度額は、診療月が1月～7月は前々年の所得、8月～12月は前年の所得を基に判定します。所得申告（確定申告・市民税申告など）をしていない人は、該当の判断ができませんのでご注意ください。また、国民健康保険税に未払いがあると交付できない場合があります。

■ 8月1日から「国民健康保険被保険者証」が更新されます。

国民健康保険被保険者証は、8月に更新となります。7月下旬には、新しい保険証を各世帯へ郵送する予定です。宛名を確認して開封してください。

やむを得ない事情などにより、窓口での交付を希望する場合、7月5日(月)までに保険年金室（☎24-1174）まで連絡してください。7月14日(水)以降に保険年金室の窓口でお渡しします。

■ 8月から「国民健康保険被保険者証」と「高齢受給者証」が1枚になります。

国民健康保険に加入している70歳から74歳までの人は、医療機関などを受診する際に「国民健康保健被保険者証」と、負担割合が記載された「高齢受給者証」の2枚が必要でしたが、被保険者の利便性向上のため、8月1日からは被保険者証と一体化し、「国民健康保険被保険者証兼高齢受給者証」を交付します。

- 問 桑名市国民健康保険に加入の人：保険年金室（☎24-1174 FAX 24-1357）
後期高齢者医療制度に加入の人：保険年金室（☎24-1179 FAX 24-1357）または、
三重県後期高齢者医療広域連合事業課（☎059-221-6883 FAX 059-221-6881）

後期高齢者医療制度に加入の人へ

8月1日(日)から後期高齢者医療被保険者証（保険証）が更新されます

新しい被保険者証を、7月中旬に簡易書留で郵送します。使用中の若草色の被保険者証は8月1日以降使用することができません。

住民税非課税世帯に属する被保険者および限度額適用認定証の発行対象の人

「限度額適用認定証」、「限度額適用・標準負担額減額認定証」を病院の窓口へ提示すると、窓口の一部負担金および、入院時の食事負担額などが減額されます。

▷ 「限度額適用認定証」、「限度額適用・標準負担額減額認定証」は、原則、自動更新ですので、申請は不要です。ただし、平成30年度以降に申請をしていない人は申請が必要です。なお、申請が必要な人は、保険年金室、大山田・多度・長島地区市民センター、サテライトオフィスで申請してください。

7月中旬に保険料額および納付方法の通知を送付します

■ 保険料の計算方法

保険料額は被保険者全員が定額を負担する「均等割額」と、その人の前年の所得に応じて負担する「所得割額」の合計額になります。後期高齢者医療制度では、被保険者一人ひとりに対して保険料を計算します。令和3年度の保険料の計算方法は次のとおりです。

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{均等割額} \\ \hline 44,589円 \\ \hline \end{array} + \begin{array}{|c|} \hline \text{所得割額} \\ \hline (\text{被保険者に係る基礎控除後} \\ \text{の総所得金額など}) \times 8.99\% \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{年間保険料額} \\ \hline (\text{賦課限度額64万円}) \\ \hline \end{array}$$

【保険料の軽減】同一世帯の被保険者と世帯主の合計所得が国の定める基準以下の人や、健康保険組合などの被用者保険の被扶養者の人は、保険料が軽減されます（被用者保険の被扶養者の保険料軽減は後期高齢者医療制度に加入した月から2年間で対象です）。

■ 保険料の減免、徴収猶予

災害に遭われた場合や生活困窮により保険料の納付が著しく困難な人（おおむね生活保護基準に準じる程度の場合）は、申請することで、保険料の減免や徴収猶予の措置を受けることができます。

■ 保険料の徴収

保険料の徴収方法は、原則として「特別徴収（年金からの天引き）」です。ただし、年金の受給額が年額18万円未満の人や、介護保険料と後期高齢者医療保険料を合わせた1回あたりの天引き額が、年金の1回あたりの支給額の2分の1を超える場合は、納付書や口座振替などで納付していただく「普通徴収」になります。▷ 複数の年金を受給している場合、受給額の多少に関わらず、国民年金・厚生年金・共済年金の順番で優先順位の高い1種類の年金から天引きの可否を判断します。

▷ 特別徴収の人は、保険料額決定通知書と同時に、10月以降の年金支給月ごとの天引き額を通知します。

〔特別徴収の徴収月〕

第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期	10月・12月・令和4年2月の年金天引き予定額	今年度決定保険料額	4月・6月・8月の年金天引き額
4月	6月	8月	10月	12月	2月			

〔普通徴収の納期〕◎普通徴収の人は、保険料額決定通知書と納付書を送付します。

第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期	第9期
7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月

◎ 納付方法を年金天引きから口座振替へ変更できます。

口座振替への変更を希望する人は申請が必要です。なお、申請の時期により、口座振替への変更時期が異なります。

◎ 保険料の均等割について、これまで7.75割軽減の人は今年度7割軽減に変わります。